

当別町地域内フィーダー系統確保維持計画

平成 27 年 6 月 日

(名称) 当別町地域公共交通活性化協議会

(代表者名) 会長 増 輪 肇

1 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

平成 18 年度より行ってきた実証運行により、導入以前は 2 路線 22 便しかなかったバス交通が、コミュニティバス 72 便(平日)、当江線 8 便(平日)、合計 80 便の 4 倍まで増やすことができた。利用者もコミュニティバス導入以前に比べ 1.8 倍まで増加したことは、一元化によるコミュニティバス導入の最大のメリットと言える。

コミュニティバスは、スウェーデンヒルズ地区と JR 石狩太美駅を經由し、札幌市北区とを結ぶ地域間幹線路線とこれに付随するフィーダー 3 系統を確保している。

地域間幹線路線については、札幌市への通勤・通学で利用されているほか、北区にある大学病院に接続しているため、高齢者等の通院にも多く利用されているほか、大型スーパーも經由していることから、日常生活に不可欠なものである。

フィーダー系統は、コミュニティバスの基点となっている JR 石狩当別駅南口で幹線と接続しており、市街地から離れている青山・みどり野地区からの輸送する青山線や市街地循環線の運行している。どちらの系統も高齢者の通院や買い物に利用されており、特に青山線については、通勤・通学目的の利用もあるため、地域の足として必要不可欠なものと考えている。一方で、地方における人口減少により利用者の絶対数が少ない中で、利用者の促進を図るため、運行形態を検討し、利用者ニーズに即した需要の高い交通を維持することが必要である。

これらの住民に根付いたコミュニティバスシステムを維持し、交通弱者である子供や高齢者の移動手段を確保することで、住民の住環境の向上、高齢者の行動範囲拡大による健康増進を図るほか、コミュニティバスを通じた環境教育による環境意識の啓発にも資することができる。

一度失ってしまったバス交通を回復させるために 5 年の歳月を要したことを考えると、バス路線は容易に廃止すべきものではなく、子供や高齢者の健康で安全な必要最低限の住環境を守るためにも、地域公共交通の中心であるコミュニティバスを確保することは重要である。

2 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

1) 事業の目標

コミュニティバスを運行することによる住民に対する生活レベルの向上効果を得るため、次の目標を定める。

乗合バス型

- ・ 1 日当たりの利用者数を前年度以上とする(平成 26 年度実績)

青山線 29.0 人 / 日

- ・ 運行経費に対する収入の割合を前年度以上とする（平成 26 年度実績）

青山線 8.7%

デマンド型

- ・ 1 日当たりの平均利用者数を試験運行時の実績以上とする。

市街地予約型線 6.79 人 / 日

- ・ 1 便当たりの平均利用者数を試験運行時の実績以上とする

市街地予約型線 1.55 人 / 便

2) 事業の効果

これらの目標を達成したことで得られる効果は以下のとおり。

- ・ バスの利用者数が増加することによる収入の増加
- ・ 安定的な収入の確保によるコミュニティバス事業の安定
- ・ バス路線の確保による交通弱者の救済
- ・ 公共交通の認知度向上による、住民の環境や健康意識の啓発

3 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

- ・ 別添の表 1 のとおり

4 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

- ・ 別添の表 2 のとおり

5 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

- ・ 当別町地域公共交通活性化協議会

6 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

- ・ バス乗務員による乗降調査(常時実施)

7 別表 1 及び別表 3 の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

8 別表1及び別表3の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

・地域内フィーダー系統確保維持計画のため記載なし

・該当しないため記載なし

9 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

・別添の表5のとおり

10 車両の取得に係る目的・必要性

・車両の取得を行わないため記載なし

11 車両の取得に係る定量的な目標・効果

・車両の取得を行わないため記載なし

12 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

・車両の取得を行わないため記載なし

13 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

・車両の取得を行わないため記載なし

14 協議会の開催状況と主な議論

平成26年度

第1回 平成26年5月20日（書面会議）

- ・ 監査委員の選任について
- ・ 当別町地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

第2回 平成26年6月26日

- ・ 平成25年度当別町地域公共交通活性化協議会実績報告について
- ・ 平成25年度当別町地域公共交通活性化協議会決算書及び監査報告について
- ・ 平成26年度当別町地域公共交通活性化協議会予算の変更について
- ・ 平成27年度当別町地域内フィーダー系統確保維持計画について
- ・ 太陽光発電を活用した地域公共交通活性化事業について

第3回 平成26年9月4日

- ・ 当別町コミュニティバス平成26年度7月までの実績について
- ・ 当別町コミュニティバスあいの里金沢線あいの里教育大駅前のバス停移設について
- ・ 当別町コミュニティバス市街地循環線におけるデマンドバス実証運行について
- ・ 平成26年12月1日ダイヤ改正について

第4回 平成27年1月15日（書面会議）

- ・ 平成26年度地域公共交通確保維持改善・事業評価について

第5回 平成27年2月17日

- ・ 当別町コミュニティバス平成26年度1月までの実績について
- ・ 予約型（デマンド）バスの実績報告について
- ・ 平成26年度当別町地域公共交通活性化協議会予算の執行状況について
- ・ 平成27年度当別町地域公共交通活性化協議会事業計画について
- ・ 平成27年度当別町地域公共交通活性化協議会予算について
- ・ 太陽光発電を活用した地域公共交通活性化事業について

平成27年度

第1回 平成27年4月27日（書面会議）

- ・ 監査委員の選任について

第2回 平成27年6月29日

- ・ 平成26年度当別町地域公共交通活性化協議会実績報告について
- ・ 平成26年度当別町地域公共交通活性化協議会決算書及び監査報告について
- ・ 市街地予約型線の本格運行について
- ・ 平成27年度当別町地域公共交通活性化協議会予算の変更について
- ・ 平成28年度当別町地域内フィーダー系統確保維持計画について

15 利用者等の意見の反映状況

- ・ デマンド型交通の試験運行実施に向けて町内の高齢者クラブに事業説明を行い、試験運行実施後もアンケート調査も実施し、地域住民の意見を収集した。
- ・ 協議会構成員には地域住民の代表者が含まれており、それぞれの意見を集約している。
- ・ バスに関する意見要望については、企画課（協議会事務局）及び運行事業者において随

時受け付けている。路線再編ダイヤ改正時に考慮している。

16 協議会メンバーの構成

- ・別添のとおり

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統[乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行]用)

事業者名	有限会社下段モータース	平成28年度
------	-------------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間) の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	20,319 千円	営業外収益	233 千円	経常収益(イ)	20,552 千円
	営業費用	61,705 千円	営業外費用	1,131 千円	経常費用(ロ)	62,836 千円
	営業損益	41,386 千円	営業外損益	898 千円	経常損益	42,284 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	328,218.1 km			経常収支率	32.70 %	

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	21,145 千円	営業外収益	378 千円	経常収益(イ')	21,523 千円
	営業費用	55,313 千円	営業外費用	1,210 千円	経常費用(ロ')	56,523 千円
	営業損益	34,168 千円	営業外損益	832 千円	経常損益	35,000 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	322,383.8 km			経常収支率	38.07 %	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	25,245 千円	営業外収益	607 千円	経常収益(イ'')	25,852 千円
	営業費用	46,031 千円	営業外費用	1,687 千円	経常費用(ロ'')	47,718 千円
	営業損益	20,786 千円	営業外損益	1,080 千円	経常損益	21,866 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	294,281.2 km			経常収支率	54.17 %	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\square \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\square' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\square \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $\frac{(((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1)) \div 2}{\text{d}} =$
南北海道	162 円 .15 銭	175 円 .32 銭	191 円 .44 銭	8.65 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
南北海道	208 円 .35 銭	365 円 .22 銭	208 円 .35 銭	62 円 .61 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画 運行日数	計画 運行回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗 り入れ部分及び 同一補助ブロック 市区町村外乗入 り入れ部分以外の キロ程の比率 (チ - (リ + ヌ)) ÷ チ = ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ		ヌ			
南北海道	1	青山線	JR 石狩別所駅前口	とろへつ整形外科	青山会館	365 日	2,320.0 回	往 15.5km (平均) 復 km 15.5km	往 km (平均) 復 km 0.0km	往 km (平均) 復 km 0.0km	100.000 %	71,920.0km		
						日	回	往 km 復 km km	往 km 復 km km	往 km 復 km km	%	km		
						日	回	往 km 復 km km	往 km 復 km km	往 km 復 km km	%	km		
						日	回	往 km 復 km km	往 km 復 km km	往 km 復 km km	%	km		
						日	回	往 km 復 km km	往 km 復 km km	往 km 復 km km	%	km		
						日	回	往 km 復 km km	往 km 復 km km	往 km 復 km km	%	km		
合 計		1系統						往 15.5km 復 0.0km 15.5km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km		71,920.0km		

補助ブ ロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の 額:ワ	補助対象系統 のキロ当たり 経常収益 ト	補助対象系統の経 常収益の見込額 ト×ヲ以上の 額:カ	補助対象経常費用 から経常収益を控 除した額 ワ - カ = ヨ	ヨのうち補助ブロック外 乗入部分及び同一補 助ブロック市区町村外 乗入部分以外に係る もの ヨ×ル = ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の 1/2 ツ×1/2 = ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はソのうちい ずれか少ないほうの額) ラ
南北海道	1	14,984,532円	17円.05銭	1,226,236円	13,758,296円	13,758,296円	13,758 千円	6,879.0 千円		
		円	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	円	千円	千円		
合 計		14,984,532円		1,226,236円	13,758,296円	13,758,296円	13,758 千円	6,879 千円	5,416 千円	5,416 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラ・カ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム・ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合											
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
南北海道	1	13,758,296円													
		円													
		円													
		円													
		円													
合計		13,758,296円	8,342,296円	円	%	円	%	8,342,296円	100.0%	円	%	当別町地域公共交通活性化協議会			

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にとっては別表28)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にとっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18.「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(c)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統[デマンド型(区域)運行]用)

事業者名	有限会社下段モータース	平成28年度
------	-------------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	60 千円	営業外収益	1 千円	経常収益(イ)	61 千円
	営業費用	4,962 千円	営業外費用	91 千円	経常費用(ロ)	5,053 千円
	営業損益	4,902 千円	営業外損益	90 千円	経常損益	4,992 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1 台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	1,547.5 時間	経常収支率	1.20 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
南北海道	3,265 円 .26 銭	2,721 円 .96 銭	2,721 円 .96 銭	39 円 .41 銭
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回当たりサービス提供時間 リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ヌ	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 ル	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ - (ヌ+ル)) ÷ リ = ヲ	計画サービス提供時間 ワ
			発地	営業区域	着地							
南北海道	1	市街地予約型線	JR石狩当別駅南口	当別町内	JR石狩当別駅南口	245 日	690.0 回	2.2 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000 %	1,547.5 時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
合計		1 系統						2.2 時間	0.0 時間	0.0 時間		1,547.5 時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ - ヨ = タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ラ = ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2 = ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はアのうちのいずれか少ないほうの額) ム
南北海道	1	4,212,233 円	60,987 円	4,151,246 円	4,151,246 円	4,151 千円	2,075.5 千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
合計		4,212,233 円	60,987 円	4,151,246 円	4,151,246 円	4,151 千円	2,075 千円	5,416 千円	2,075 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ・ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的概要		
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担				
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
南北海道	1	4,992,002円												
		円												
		円												
		円												
		円												
合計		4,992,002円	2,917,002円	円	%	円	%	2,917,002円	100.0%	円			%	当別町地域公共交通活性化協議会

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6（附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28）の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行システムを運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」（ワ）については、 $[(1回あたり平均運行時間) + (1日あたり平均待機時間 / 1日あたり運行回数)]$ により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（ヌ）に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率（ヲ）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間（運行開始時間）から事業終了時間（運行終了時間）までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含まない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中（帰庫途中）に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両（1台で3系統運行等）の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間（ワ欄）を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	当別町
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	12,083
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
12,083	12083人×200+300万円=5416千円	5,416千円

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
 なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領（2.（1））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
 （ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可）

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統[乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行]用)

事業者名	有限会社下段モータース	平成29年度
------	-------------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間)の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	20,319 千円	営業外収益	233 千円	経常収益(イ)	20,552 千円
	営業費用	61,705 千円	営業外費用	1,131 千円	経常費用(ロ)	62,836 千円
	営業損益	41,386 千円	営業外損益	898 千円	経常損益	42,284 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	328,218.1 km			経常収支率	32.70 %	

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	21,145 千円	営業外収益	378 千円	経常収益(イ')	21,523 千円
	営業費用	55,313 千円	営業外費用	1,210 千円	経常費用(ロ')	56,523 千円
	営業損益	34,168 千円	営業外損益	832 千円	経常損益	35,000 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	322,383.8 km			経常収支率	38.07 %	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	25,245 千円	営業外収益	607 千円	経常収益(イ'')	25,852 千円
	営業費用	46,031 千円	営業外費用	1,687 千円	経常費用(ロ'')	47,718 千円
	営業損益	20,786 千円	営業外損益	1,080 千円	経常損益	21,866 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	294,281.2 km			経常収支率	54.17 %	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\square \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\square' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\square \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $\frac{(((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1)) \div 2}{\text{d}} =$
南北海道	162 円 .15 銭	175 円 .32 銭	191 円 .44 銭	8.65 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ ÷ ハ
南北海道	208 円 .35 銭	365 円 .22 銭	208 円 .35 銭	62 円 .61 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画 運行日数	計画 運行回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗 り入れ部分及び 同一補助ブロック 市区町村外乗入 り入れ部分以外の キロ程の比率 (チ - (リ + ヌ)) ÷ チ = ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ		ヌ			
南北海道	1	青山線	JR 石狩別所駅前口	とろへつ整形外科	青山会館	364 日	2,322.0 回	往 15.5km (平均) 復 15.5km	往 km (平均) 復 0.0km	往 km (平均) 復 0.0km	100.000 %	71,982.0km		
						日	回	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	km		
						日	回	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	km		
						日	回	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	km		
						日	回	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	km		
						日	回	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	km		
合 計		1系統						往 15.5km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km		71,982.0km		

補助ブ ロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ × ヲ以下の 額:ワ	補助対象系統 のキロ当たり 経常収益 ト	補助対象系統の経 常収益の見込額 ト × ヲ以上の 額:カ	補助対象経常費用 から経常収益を控 除した額 ワ - カ = ヨ	ヨのうち補助ブロック外 乗入部分及び同一補 助ブロック市区町村外 乗入部分以外に係る もの ヨ × ル = ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の 1/2 ツ × 1/2 = ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はソのうちい ずれか少ないほうの額) ラ
南北海道	1	14,997,449円	17円.05銭	1,227,294円	13,770,155円	13,770,155円	13,770 千円	6,885.0 千円		
		円	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	円	千円	千円		
合 計		14,997,449円		1,227,294円	13,770,155円	13,770,155円	13,770 千円	6,885 千円	5,416 千円	5,416 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラ・カ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム・ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合																
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要								
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合									
南北海道	1	13,770,155円																		
		円																		
		円																		
		円																		
		円																		
		円																		
合計		13,770,155円	8,354,155円	円	%	円	%	8,354,155円	100.0%	円	%	当別町地域公共交通活性化協議会								

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者によっては別表28)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者においては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18.「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(c)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統[デマンド型(区域)運行]用)

事業者名	有限会社下段モータース	平成29年度
------	-------------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	60 千円	営業外収益	1 千円	経常収益(イ)	61 千円
	営業費用	4,962 千円	営業外費用	91 千円	経常費用(ロ)	5,053 千円
	営業損益	4,902 千円	営業外損益	90 千円	経常損益	4,992 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1 台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	1,552.0 時間	経常収支率	1.20 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
南北海道	3,255 円 .79 銭	2,721 円 .96 銭	2,721 円 .96 銭	39 円 .30 銭
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回当たりサービス提供時間 リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ヌ	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 ル	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ - (ヌ+ル)) ÷ リ = ヲ	計画サービス提供時間 ワ
			発地	営業区域	着地							
南北海道	1	市街地予約型線	JR石狩当別駅南口	当別町内	JR石狩当別駅南口	246 日	691.0 回	2.2 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000 %	1,552.0 時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
合計		1 系統						2.2 時間	0.0 時間	0.0 時間		1,552.0 時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ - ヨ = タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ラ = ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2 = ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
南北海道	1	4,224,481 円	60,994 円	4,163,487 円	4,163,487 円	4,163 千円	2,081.5 千円		
		円	円	円		千円	千円		
		円	円	円		千円	千円		
		円	円	円		千円	千円		
		円	円	円		千円	千円		
		円	円	円		千円	千円		
合計		4,224,481 円	60,994 円	4,163,487 円	4,163,487 円	4,163 千円	2,081 千円	5,416 千円	2,081 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ・ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合																
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要								
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合									
南北海道	1	4,991,992円																		
		円																		
		円																		
		円																		
		円																		
合計		4,991,992円	2,910,992円	円	%	円	%	2,910,992円	100.0%	円										当別町地域公共交通活性化協議会

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6（附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28）の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」（ワ欄）については、 $[(1回あたり平均運行時間) + (1日あたり平均待機時間 / 1日あたり運行回数)]$ により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（ヌ）に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率（ヲ）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間（運行開始時間）から事業終了時間（運行終了時間）までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含まない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中（帰庫途中）に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両（1台で3系統運行等）の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間（ワ欄）を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	当別町
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	12,083
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
12,083	12083人×200+300万円=5416千円	5,416千円

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
 なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領（2.（1））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
 （ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可）

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額 (千円)	国庫補助金内 定申請額 (千円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			平成30年度	
						乗合バス型/ デマンド型の別	基準ロで 該当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策		基準二で 該当する要件 (別表7のみ)
当別町	有限会社下段モーター 入	(1)青山線	6,870.0 千円	5,416 千円		乗合バス型		あいの里金沢線とのダイヤを 調整し、接続確保、料金面で の乗継優遇、乗継地点の集約 化		
	有限会社下段モーター 入	(2)市街地予約型線	2,063.0 千円			デマンド型		あいの里金沢線との接続確保 、乗継地点の集約化		
合 計										
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				5,416 千円						
								国庫補助 上限額 (千円)	5,416 千円	

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統[乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行]用)

事業者名	有限会社下段モータース	平成30年度
------	-------------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	20,319 千円	営業外収益	233 千円	経常収益(イ)	20,552 千円
	営業費用	61,705 千円	営業外費用	1,131 千円	経常費用(ロ)	62,836 千円
	営業損益	41,386 千円	営業外損益	898 千円	経常損益	42,284 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	328,218.1 km			経常収支率	32.70 %	

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	21,145 千円	営業外収益	378 千円	経常収益(イ')	21,523 千円
	営業費用	55,313 千円	営業外費用	1,210 千円	経常費用(ロ')	56,523 千円
	営業損益	34,168 千円	営業外損益	832 千円	経常損益	35,000 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	322,383.8 km			経常収支率	38.07 %	

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	25,245 千円	営業外収益	607 千円	経常収益(イ'')	25,852 千円
	営業費用	46,031 千円	営業外費用	1,687 千円	経常費用(ロ'')	47,718 千円
	営業損益	20,786 千円	営業外損益	1,080 千円	経常損益	21,866 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	294,281.2 km			経常収支率	54.17 %	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\square \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\square' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\square \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $\frac{(((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1)) \div 2}{\text{d}} =$
南北海道	162 円 .15 銭	175 円 .32 銭	191 円 .44 銭	8.65 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
南北海道	208 円 .35 銭	365 円 .22 銭	208 円 .35 銭	62 円 .61 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画 運行日数	計画 運行回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗 り入れ部分及び 同一補助ブロック 市区町村外乗 り入れ部分以外の キロ程の比率 (チ - (リ + ヌ)) ÷ チ = ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ		ヌ			
南北海道	1	青山線	JR 石狩別所駅前口	とろへつ整形外科	青山会館	364 日	2,317.0 回	往 15.5km (平均) 復 km 15.5km	往 km (平均) 復 km 0.0km	往 km (平均) 復 km 0.0km	100.000 %	71,827.0km		
						日	回	往 km 復 km km	往 km 復 km km	往 km 復 km km	%	km		
						日	回	往 km 復 km km	往 km 復 km km	往 km 復 km km	%	km		
						日	回	往 km 復 km km	往 km 復 km km	往 km 復 km km	%	km		
						日	回	往 km 復 km km	往 km 復 km km	往 km 復 km km	%	km		
						日	回	往 km 復 km km	往 km 復 km km	往 km 復 km km	%	km		
合計		1系統						往 15.5km 復 0.0km 15.5km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km		71,827.0km		

補助ブロック名	申請番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の 額:ワ	補助対象系統 のキロ当たり 経常収益 ト	補助対象系統の経 常収益の見込額 ト×ヲ以上の 額:カ	補助対象経常費用 から経常収益を控 除した額 ワ - カ = ヨ	ヨのうち補助ブロック外 乗入部分及び同一補 助ブロック市区町村外 乗入部分以外に係る もの ヨ×ル = ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の 1/2 ツ×1/2 = ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はソのうちい ずれか少ないほうの額) ラ
南北海道	1	14,965,155円	17円.05銭	1,224,651円	13,740,504円	13,740,504円	13,740 千円	6,870.0 千円		
		円	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	円	千円	千円		
合計		14,965,155円		1,224,651円	13,740,504円	13,740,504円	13,740 千円	6,870 千円	5,416 千円	5,416 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラ・カ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム・ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合																
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要								
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合									
南北海道	1	13,740,504円																		
		円																		
		円																		
		円																		
		円																		
		円																		
合計		13,740,504円	8,324,504円	円	%	円	%	8,324,504円	100.0%	円										当別町地域公共交通活性化協議会

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者によっては別表28)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者においては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18.「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(c)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統[デマンド型(区域)運行]用)

事業者名	有限会社下段モータース	平成30年度
------	-------------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	60 千円	営業外収益	1 千円	経常収益(イ)	61 千円
	営業費用	4,962 千円	営業外費用	91 千円	経常費用(ロ)	5,053 千円
	営業損益	4,902 千円	営業外損益	90 千円	経常損益	4,992 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1 台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	1,547.5 時間	経常収支率	1.20 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
南北海道	3,265 円 .26 銭	2,721 円 .96 銭	2,721 円 .96 銭	39 円 .41 銭
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回当たりサービス提供時間 リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ヌ	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 ル	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ワ	計画サービス提供時間 ウ
			発地	営業区域	着地							
南北海道	1	市街地予約型線	JR石狩当別駅南口	当別町内	JR石狩当別駅南口	245 日	690.0 回	2.2 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000 %	1,547.5 時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
合計		1 系統						2.2 時間	0.0 時間	0.0 時間		1,547.5 時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ラ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はウのうちいずれか少ないほうの額) ム
南北海道	1	4,212,233円	60,987円	4,151,246円	4,151,246円	4,151 千円	2,075.5 千円		
		円	円	円		千円	千円		
		円	円	円		千円	千円		
		円	円	円		千円	千円		
		円	円	円		千円	千円		
		円	円	円		千円	千円		
合計		4,212,233円	60,987円	4,151,246円	4,151,246円	4,151 千円	2,075 千円	5,416 千円	2,075 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ・ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的概要		
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担				
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
南北海道	1	4,992,002円												
		円												
		円												
		円												
		円												
合計		4,992,002円	2,917,002円	円	%	円	%	2,917,002円	100.0%	円				当別町地域公共交通活性化協議会

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6（附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28）の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」（ワ）については、 $[(1回あたり平均運行時間) + (1日あたり平均待機時間 / 1日あたり運行回数)]$ により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（ヌ）に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率（ヲ）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間（運行開始時間）から事業終了時間（運行終了時間）までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含まない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中（帰庫途中）に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両（1台で3系統運行等）の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間（ワ欄）を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	当別町
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	12,083
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
12,083	12083人×200 + 300万円 = 5416千円	5,416 千円

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
 なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領（2.（1））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
 （ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可）

当別町地域公共交通活性化協議会 委員名簿

平成27年6月29日 現在

	選任区分	所属・役職	氏名	役割分担	備考
1	当別町長が指名する者	当別町副町長	増輪 肇	A	会長
2		当別町福祉部長	五十嵐 一夫		
3		当別町教育委員会事務局 教育部長	野村 雅史		
4	北海道運輸局札幌運輸支局長が指名する者	北海道運輸局札幌運輸支局 首席運輸企画専門官	大友 晃司	H	
5	北海道石狩振興局長が指名する者	北海道石狩振興局地域政策部 地域政策課長	今田 美幸	B	
6	札幌地区バス協会の代表	札幌地区バス協会 事務局	野川 祐次	F	
7	関係する道路管理者	札幌開発建設部 札幌道路事務所計画課長	松本 一城	G	
8		空知総合振興局 札幌建設管理部当別出張所長	野田 昌孝		
9		当別町 建設水道部長	堤 和弘		
10	関係する鉄道事業者	J R 石狩当別駅長	横関 章	D	
11	当別町コミュニティバス実証運行事業 参加事業者の代表	北海道医療大学 経営企画部総務企画課長	三浦 清志	C	
12		スウェーデンハウス株式会社 スウェーデンヒルズ管理センター長	今井 淳一		
13	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表	有限会社下段モータース 代表取締役	下段 寿之	D	
14	一般貸切旅客自動車運送事業者の代表	山内建材工業株式会社 代表取締役	山内 孝司		
15	一般貸切旅客自動車運送事業者の事業用自 動車の運転手が所属する団体等の代表	有限会社下段モータース (運転手が所属する団体等の代表)	加藤 啓一	E	
16	住民又は利用者の代表 (地域住民及び団体の代表)	当別町行政推進員連絡協議会 会長	山下 義則	C	
17		当別町PTA連合会 会長	佐々木 成尉		
18		当別町高齢者クラブ連合会 副会長	菊池 久		
19		当別町女性団体連絡協議会 理事	稲村 時子		
20		当別町ボランティア連絡協議会 会長	大口 弘美		
21		当別町商工会 事務局長	竹原 陽一		
22		当別町社会福祉協議会 主任	藤原 徹		

	構成員	主な役割
A	当別町	・地域住民の移動手段確保に対する責任者 ・地域の公共交通に関する課題への対応と地域ニーズの把握
B	石狩振興局	・広域的な視点からの指導・助言 ・複数市町村の取り組みに対する調整
C	地域住民・利用者・参加事業者の代表	・地域住民、利用者ニーズの代弁者 ・利用者の視点に立った地域における乗合輸送サービスの設定・運行計画策定 ・地域の公共交通を支えるという視点から、自ら主体となつての交通行動の実施
D	交通事業者	・交通サービスの提供者として、ノウハウを活かした企画の策定
E	運転手が組織する団体	・運転者を通じて得られる利用者ニーズの報告とその対応提案の策定 ・労働条件及び労働環境からの意見・提言
F	事業者団体	・地域交通ネットワーク構築のための事業者間調整
G	道路管理者	・道路管理の観点から、運行計画の円滑な実施に向けた指導・助言
H	札幌運輸支局	・先進事例等、各地での取り組みの情報提供 ・地域の公共交通のあり方に関する指導